



横須賀市指令福指第 239 号

横須賀市吉倉町 2 丁目 24 番 1 号
社会福祉法人 金良会
理事長 金澤 良告 様

令和 2 年 3 月 30 日付けで申請があった社会福祉充実計画については、
社会福祉法第 55 条の 2 第 1 項の規定に基づき承認します。

令和 2 年（2020 年）3 月 30 日

横須賀市長 上 地 克 明



(別紙1)

平成31年度～令和5年度 社会福祉法人 金良会 社会福祉充実計画

1. 基本的事項

法人名	社会福祉法人 金良会		法人番号	5021005008162							
法人代表者氏名	理事長 金澤 良告										
法人の主たる所在地	神奈川県横須賀市吉倉町 2-24-1										
連絡先	046-821-5811										
地域住民その他の関係者への意見聴取年月日											
公認会計士、税理士等の意見聴取年月日	令和元年 7月 20日										
評議員会の承認年月日	令和元年 6月 21日										
会計年度別の社会福祉充実残額の推移 (単位:千円)	残額総額 (平成30年度末現在)	1か年度目 (平成〇年度末現在)	2か年度目 (平成〇年度末現在)	3か年度目 (平成〇年度末現在)	4か年度目 (平成〇年度末現在)	5か年度目 (平成〇年度末現在)	合計				
	7,130	0	0	0	0	0	7,130				
うち社会福祉充実事業費(単位:千円)		▲7,130	0	0	0	0	▲7,130				
本計画の対象期間	平成31年4月1日～令和5年3月31日										

2. 事業計画

実施時期	事業名	事業種別	既存・新規の別	事業概要	施設整備の有無	事業費
1か年 度目	業務改善	社会福祉	既存	ハートケア・ソフトウェア購入 業務の効率化	無	1,108千円
	サービス充実	社会福祉	既存	特浴機更新 サービスの充実	有	7,128千円
小計						8,236千円
2か年 度目						
	小計					
3か年 度目						
	小計					

4か年 度目						
	小計					0 円
5か年 度目						
	小計					
合計						8,236 千円

※ 欄が不足する場合は適宜追加すること。

3. 社会福祉充実残額の使途に関する検討結果

検討順	検討結果
① 社会福祉事業及び公益事業（小規模事業）	業務改善・効率化の検討により、業務の連携、負担軽減を図ることとした。 サービス充実のため、備品の更新（最新設備の導入）を図ることとした。
② 地域公益事業	
③ ①及び②以外の公益事業	

4. 資金計画

事業名	事業費内訳	1か年度目	2か年度目	3か年度目	4か年度目	5か年度目	合計
	計画の実施期間における事業費合計	8,236 千円					8,236 千円
財源構成	社会福祉充実残額	7,130 千円					7,130 千円
	補助金						
	借入金						
	事業収益						
	その他						

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「資金計画」を作成すること。

5. 事業の詳細

事業名	○業務改善 ○サービス充実
主な対象者	○職員 ○フロア内入所者
想定される対象者数	○25 名 ○30 名
事業の実施地域	特別養護老人ホーム塚山ホーム

事業の実施時期	平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日	
事業内容	<p>○業務改善 タブレット等の ICT 設備の導入により、業務効率化を図る。</p> <p>○サービス充実 最新福祉機器（特浴機の更新）導入により、サービスの向上・充実を図る。</p>	
事業の実施スケジュール	1 か年度目	上記記載
	2 か年度目	
	3 か年度目	
	4 か年度目	
	5 か年度目	
事業費積算 (概算)	<p>○業務改善 1,108 千円</p> <p>○サービス充実 7,128 千円</p>	
	合計	8,236 千円（うち社会福祉充実残額充当額 7,130 千円）
地域協議会等の意見と その反映状況		

※ 本計画において複数の事業を行う場合は、2. 事業計画に記載する事業の種類ごとに「事業の詳細」を作成すること。

6. 社会福祉充実残額の全額を活用しない又は計画の実施期間が 5 か年度を超える理由

手 続 実 施 結 果 報 告 書

令和 / 年 7 月 20 日

社会福祉法人 金良会

理事長 金澤 良告殿

〒221-0835 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町2-23-2
TSプラザビル3F

関会計事務所
代表税理士 関 広多



私は、社会福祉法人 金良会（以下「法人」という。）からの依頼に基づき、「平成30年度～令和元年度社会福祉法人金良会 社会福祉充実計画」（以下「社会福祉充実計画」という。）の承認申請に関連して、社会福祉法第55条の2第5項により、以下の手続を実施した。

1. 手続の目的

私は、「社会福祉充実計画」に関して、本報告書の利用者が手続実施結果を以下の目的で利用することを想定し、「実施した手続」に記載された手続を実施した。

- ① 「社会福祉充実計画」における社会福祉充実残額が「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」（以下「事務処理基準」という。）に照らして算出されているかどうかについて確かめること。
- ② 「社会福祉充実計画」における事業費が、「社会福祉充実計画」において整合しているかどうかについて確かめること。

2. 実施した手続

- ① 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除の有無の判定と事務処理基準を照合する。
- ② 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等について事務処理基準に従って再計算を行う。
- ③ 社会福祉充実残額算定シートにおける再取得に必要な財産について事務処理基準に従って再計算を行う。

- ④ 社会福祉充実残額算定シートにおける必要な運転資金について事務処理基準に従つて再計算を行う。
- ⑤ 社会福祉充実残額算定シートにおける社会福祉充実残額について、再計算を行った上で、社会福祉充実計画における社会福祉充実残額と突合する。
- ⑥ 社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算を行う。

3. 手続の実施結果

- ① 2の①について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等に係る控除対象財産判定と事務処理基準は一致した。
- ② 2の②について、社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等の再計算の結果と一致した。
- ③ 2の③について、再取得に必要な財産の再計算の結果と一致した。
- ④ 2の④について、必要な運転資金の再計算の結果と一致した。
- ⑤ 2の⑤について、社会福祉充実残額の再計算の結果と一致した。さらに、当該計算結果と社会福祉充実計画における社会福祉充実残額は一致した。
- ⑥ 2の⑥について、社会福祉充実計画における1、2、4及び5に記載される事業費について再計算の結果と一致した。

4. 業務の特質

上記手続は財務諸表に対する監査意見又はレビューの結論の報告を目的とした一般に公正妥当と認められる監査の基準又はレビューの基準に準拠するものではない。したがって、私は社会福祉充実計画の記載事項について、手続実施結果から導かれる結論の報告も、また、保証の提供もしない。

5. 配付及び利用制限

本報告書は法人の社会福祉充実計画の承認申請に関連して作成されたものであり、他のいかなる目的にも使用してはならず、法人及びその他の実施結果の利用者以外に配付又は利用されるべきものではない。

以上